

科研費基盤B「家事事件当事者の合意による解決と家事調停・メディエーション機能の検証」
国際シンポジウム

家族紛争の合意解決と家事調停の機能～韓国、台湾、日本の比較を通じて

日時 2月11日(土) 11:00～17:30

場所 立命館大学朱雀キャンパス 203号教室

1 企画趣旨

家族紛争、特に未成年の子のいる夫婦の離婚の場合、親権者の指定・変更、面会交流、養育費の分担など当事者の合意による解決が、合意内容の任意の履行を確保する上で重要である。外国人との婚姻・離婚など国際的な家族紛争も同様である。韓国、台湾、日本は家庭裁判所内での家事調停制度において、調停前置主義の下、原告・被告の対立構造となる裁判の前に当事者の協議の機会を保障し、合意解決を促進する仕組みをとっている。

3か国とも、協議離婚制度を設けており、協議ができない夫婦が家事調停に進むため、子の利益のための合意が成立しにくいこともある。日本では、調停に入る前の父母への情報提供(親教育)の試みが始まっているが、別席調停であることもあり、父母が直接話し合う機会が乏しく、家裁調査官による子の意向調査をしても父母が子の気持ちを尊重して合意形成することが困難な事例もある。しかし、家事調停官・家裁調査官・家事調停委員の協働によって新たな展開の可能性もある。

これに対して、韓国では、協議離婚の意思確認申請の時に、家庭裁判所内で子女養育案内を行い、調停を申し立てた当事者にも受講を進め、調査官が電話や面談で当事者と相談する仕組みがあり、調停での合意形成を促進している。台湾でも、裁判所内にDV被害者の支援センターを設けたり、ソーシャルワーカー、カウンセラーなど裁判所外の専門家の協力を得て、合意形成を促進している。

それぞれの取り組みから、家事調停制度のより充実した運営によって、子の利益を確保し、離婚によって辛い立場に置かれる当事者を支援する解決を模索する。

2 キーワード

親教育(情報提供)、事前相談、当事者のカウンセリング、子の気持ち・意見の把握・子への情報提供、当事者の協議の促進、調停不成立の場合のフォローアップ

3 シンポジウム

第1部 家族紛争の合意解決の必要性と課題 11:00～12:30

報告1 協議離婚における合意形成の促進～3か国の制度比較

二宮周平(立命館大学法学部教授)

報告2 家事調停制度の特徴と調停離婚の機能～国際的視点の試み

渡辺惺之(大阪大学名誉教授、弁護士)

質疑(12:10～12:30)

昼休み(昼食)

第2部 合意解決における家事調停の機能～3か国の取組み 13:30～17:30

(1) 韓国 13:30～14:10

韓国における家事調停制度～調停観の変遷

林鍾考(元ソウル家庭法院判事、現ソウル中央地方法院判事)

専門調査官による調停前の関与～新しい家事事件管理モデル

宋賢鍾(仁川家庭法院ブチョン支部専門調査官)

(2) 台湾 14:20～15:00

家事事件法における家事調停事項の拡張～合意解決の志向

林秀雄(輔仁大學法律學院教授)

家事調停と外部の専門家との連携

張筱琪(新北地方法院家事庭法官)

(3) 日本 15:10～15:50

弁護士・家事調停官から見た家事調停の機能

福市航介(弁護士・元家事調停官)

子の意思の把握と家事調停～ツール、パンフレットの活用

高島聡子(神戸家裁伊丹支部主任調査官)

(4) コメント 16:10～16:30

入江秀晃(九州大学法学研究院准教授)

(5) 質疑(16:30～17:30) (通訳つき)

4 懇親会 18:00～20:00頃

朱雀キャンパス7F「京野菜レストラン TAWAWA」

会費 5000円

予約の関係で事前申込制です。ご参加希望の方は、下記、法学アカデミー赤塚までご連絡下さい。

メール：hou-aca2@st.ritsumeai.ac.jp 電話 075(465)8177 (立命館大学法学部共同研究室)